

第16回豊島廃棄物等技術委員会議事録

平成15年7月27日(日)

13:00~15:30

場所：讃岐会館

出席委員

永田委員長
○猪熊委員
岡市委員
河原委員
坂本委員
堺委員
中杉委員
○横瀬委員

○は議事録署名人

(欠席：武田委員、鈴木委員、高月委員、田中委員、門谷委員)

1、開会

【傍聴人の意見】

〈公害等調整委員会 佐藤専門委員〉

〈直島町代表者〉

特になし

〈豊島住民代表者〉

- ・西揚水井の推移の日報での報告が、土日(18,19日)分がなかった。どうなっているのか。
- ・本格稼動の目処を示されたい。

県から、日報については、今後、土・日分もそれぞれ報告する旨回答した。

また、本格稼動の目処については、関連する議題の審議の中で検討することとなった。

【委員長意見】

豊島廃棄物処理協議会を傍聴し、循環型社会に対する考え方について、少し意見のくい違いがあったと認識している。

我々は、決してリサイクルを目標に循環型社会をつくっているのではない。これを原状回復するとなると、廃棄物をそのまま他の地域に渡す訳にはいかない。直接の費用負担のみならず、住民の方々の心の問題を含めて、大きな負担を強いてしまったのが今の状況であり、2度とこのようなことのないようにしなければならない。今は負の遺産の処理のために使われている技術をこのような使い方は必要ない世の中を作っていくなければならない。

どうか力をあわせて問題に取り組んでもらいたい。

2、審議・報告事項

(1)中間処理施設の引渡性能試験(第2回)の結果等について(審議)

【概要】

①性能要件の確認

溶融スラグのアルカリシリカ反応試験を除いて、定格連続性能を確認し、性能要件の充足を確認。

* 6/24～26、6/27～29 のサンプリング物がアルカリシリカ反応性試験の結果、無害でないと判定

②溶融スラグ中の鉛含有量の削減方策の検討

主燃焼室と後燃焼室の空気量を変更（還元運転）。（主燃焼室 90～100%→70～90%
後燃焼室 0～10%→10～30%）



溶融スラグ中の鉛含有量は約 50% 減少、排ガス中の NOx 濃度は約 30% 低減の効果を確認
以上説明し了解された。

（2）溶融スラグの再溶融実証試験及び第 3 回性能試験条件設定について（審議）

【概要】

①溶融スラグの再溶融実証試験

○鉛含有量が土壌含有基準を超えた約 430 t の溶融スラグの再溶融試験

上記 ①の還元運転で再溶融し、鉛の含有量などを確認

【日程】 7月 28 日～7月 30 日

○アルカリシリカ反応性試験が基準未達の約 700 t の溶融スラグの再溶融試験

溶融助剤の添加率の変更などにより、溶融スラグを再溶融して、アルカリシリカ反応性試験などを実施し、運転状態を確認、評価

【日程】 7月 31 日～8月 4 日

②第 3 回引渡し性能試験

処理対象物性状は、前半土壌最大条件で行い、後半に、SD 区域のみの条件で行う。

【処理対象物性状の設定】

前半 SD 系：土壌系 = 45% : 55%

後半 SD 区域：土壌区域 = 100% : 0%

【日程】 8月 5 日～8月 24 日

以上説明し了解された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・鉛の含有量に関しては、全量分析をする必要がある。マテリアル収支を確認しておくこと。
- ・スラグの品質試験は、クボタと県が粒度などが同じな試料を用いて実施すること。
- ・アルカリシリカ反応の対策として、前処理で出来るだけ土壌の混入を減らすことを検討してはどうか。

（3）水銀及びニッケル化合物の指針値について（審議）

【概要】環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値が設定されることに伴い、水銀及びその化合物の数値を変更旨報告し了解された。

区分	現行の管理目標値	拡散倍率 C/C₀ を 10⁻⁵ と想定した場合の煙突出口における排ガス中の想定濃度
水銀及び その化合物	20 mg/m³N	4 mg/m³N
ニッケル化合物	2.5 mg/m³N	2.5 mg/m³N

(4)豊島処分地内における地下水等の揚水試験計画(審議)

【概要】

①目的

西揚水井の管理水位及び北揚水井で揚水した場合の北揚水井の水位と揚水量を把握する。

②試験方法

ケース1：西揚水井の水位と周辺水位の関係を把握するため西揚水井での段階揚水を行なう。

ケース2：処分地内の地下水位の傾向を把握するため西揚水井定量揚水と北揚水井での段階揚水を行なう。

以上説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・観測用ボーリング孔の数を増やすこと。

(5)高度排水処理施設のトレーンチ中縫槽から浸透トレーンチへの送水管の漏水について(報告)

【概要】

高度排水処理施設のトレーンチ中縫槽から浸透トレーンチへの送水管（口径100mm）の継ぎ手部分から漏水が発生した。原因是、トラックの走行に伴う振動や熱伸縮による継ぎ手部分の歪みなどが原因として想定されることから、運搬トラックの走行の影響を受けない場所に配管位置を変更するとともに、浸透トレーンチへの送水は職員が常駐している8:30～17:00までの間とした。

以上説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・送水量と浸透トレーンチの水位の関係を把握すること。このための計画を作成して委員に相談すること。

(6)中間処理施設運転・維持管理マニュアル(骨子)(審議)

【概要】

中間処理施設 運転・維持管理マニュアルは、豊島廃棄物等の焼却・溶融処理を行うことを目的とした中間処理施設の運転・維持管理方法を定めたものである。その構成は次のとおりとし、チェックリストを作成して次回委員会で審議することとされた。

- 第1 マニュアルの主旨
- 第2 マニュアルの概要
- 第3 マニュアルの適用範囲
- 第4 マニュアルの構成
- 第5 運転のポイント
- 第6 運転解説書
- 第7 維持管理のポイント
- 第8 維持管理解説書

(7)豊島廃棄物等処理事業管理マニュアル(骨子)(審議)

【概要】「豊島廃棄物等処理事業管理マニュアル」は、県が豊島廃棄物等処理事業（以下「本事業」という。）の事業進捗状況全体を管理するために、総合的に管理する項目、その手順・体制などについてとりまとめたものである。その構成は次のとおりとし、次回委員会で審議することとされた。

- 第1 マニュアルの主旨
- 第2 マニュアルの概要

- 第3 各業務間の調整及び管理について
- 第4 危機管理・防災について
- 第5 情報の公開及び提供について
- 第6 見学者への対応について
- 第7 管理状況のチェック
- 第8 豊島廃棄物等管理委員会（仮称）

(8)特殊前処理物の取扱作業マニュアル作成にあたっての予備洗浄試験等について(審議)

【概要】

①予備試験における洗浄方法について
高度排水処理施設の処理水で 3分45秒(約300L)間洗浄の後、水道水で 1分15秒(約100L)間洗浄

②洗浄完了判定結果について

目視での状態はすべて良好であるが、コンクリートの洗浄物はセメント成分が影響したものと考えられ、pH値が基準値を超える不格となった。

③特殊前処理物の取扱作業マニュアルについて

今後、水洗浄方法を確定し、二重ドラム缶の取扱やガス溶断作業等を合わせ「特殊前処理物の取扱作業マニュアル」を作成する。

以上説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

・基準については、有効利用する対象によって遵守すべきものと目標的なものがある。たとえばコンクリートの pHなどは、はたしてどういう意味を持つのか。考え方を整理しておくこと。

・洗浄に当たり、上水を利用する必要はないのでは。処理水のみで実験してみること。

(9)情報表示システムの試験運用について(報告)

【概要】

直島町役場及び豊島交流センターに設置した情報表示システムの専用端末において、自動環境測定情報の試験配信を開始した。

今後の試験配信の予定

○8月初旬：手入力項目及び作業監視カメラ画像等の配信

○8月末：システム操作書の作成及び県職員の手入力研修の実施

以上説明し了承された。

(10)豊島における周辺環境モニタリング等の結果について(報告)

【概要】

①豊島における周辺環境モニタリング（水質・底質）

○周辺地先海域

・水質（S t - 3(西海岸沖)、S t - 4(北海岸沖)、S t - 8(北海岸沖)）

・底質（S t - 3(西海岸沖)、S t - 4(北海岸沖)）

【調査結果】

これまでと比べて、特段の差異はみられなかった。

○海岸感潮域

・間隙水の水質（S t - A(西海岸)、S t - B(北海岸)、S t - E(北海岸)）

・底質（S t - A(西海岸)、S t - B(北海岸)、S t - E(北海岸)）

【調査結果】

・これまでと比べて、特段の差異はみられなかった。なお、底質のダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の底質環境基準値を下回っていた。

②海上輸送に係る周辺環境モニタリング（水質・底質）

・水質及び底質（豊島南海岸、B1（環境基準点）、直島の搬出入施設周辺地先海域）

【調査結果】

・これまでの調査結果と比べて、特段の差異はみられなかった。また、3地点全てにおいて総水銀が検出されたが、暫定除去基準値以下であった。なお、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の底質環境基準値を下回っていた。

③豊島における環境計測（調査地点：敷地境界）

【調査結果】

・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、環境基準値を下回っていた。

・光化学オキシダントについては、1時間値が環境基準値（0.06ppm）を上回ることがあった。

以上説明し了解された。

(11)健康管理委員会の審議状況について(報告)

第2回豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会を開催（平成15年7月24日）し、以下の内容を審議した。

①豊島廃棄物等処理事業健康管理マニュアルの作成について

健康管理マニュアルの素案を提示した。今後、作業環境測定を継続する中で、健康管理委員会の指導・助言・評価を得ながら内容を充実させていく。

委員からは次のとおり意見があった。

・作業内容と安全保護具の関係についての基準の明確化

・作業現場の実態に応じた健康診断項目の検討

・作業現場の特性に応じた安全教育の徹底

②現場代理人からの意見聴取

掘削現場、中間保管・梱包施設、高度排水処理施設、海上輸送、中間処理施設の各作業場の現場代理人等から、直接に作業環境と作業内容等について報告を受けた。

委員からは次のとおり意見があった。

・夏季は防護服を着用すると、熱中症対策の観点も考慮して安全対策を検討する必要がある。

③騒音の測定について

騒音による作業員への影響を把握するため、作業環境管理マニュアルに、騒音測定項目及びその調査結果に伴う作業員への指導事項を追加した。

以上説明し了解された。

3、配布資料の取扱について

すべての資料を公開することとなった。

4、閉会

【傍聴人の意見】

〈豊島住民代表者〉

①送水管の漏水への対策として、浸透トレーンへの送水を職員の常駐時間（8：30～17：00）のみとしているが、大丈夫なのか。

これに対して委員から、
・実際にやってみて大丈夫かどうか検証する必要がある。
との回答が行なわれた。

〈直島町代表者〉
特になし

〈公害等調整委員会 佐藤専門委員〉
特になし